

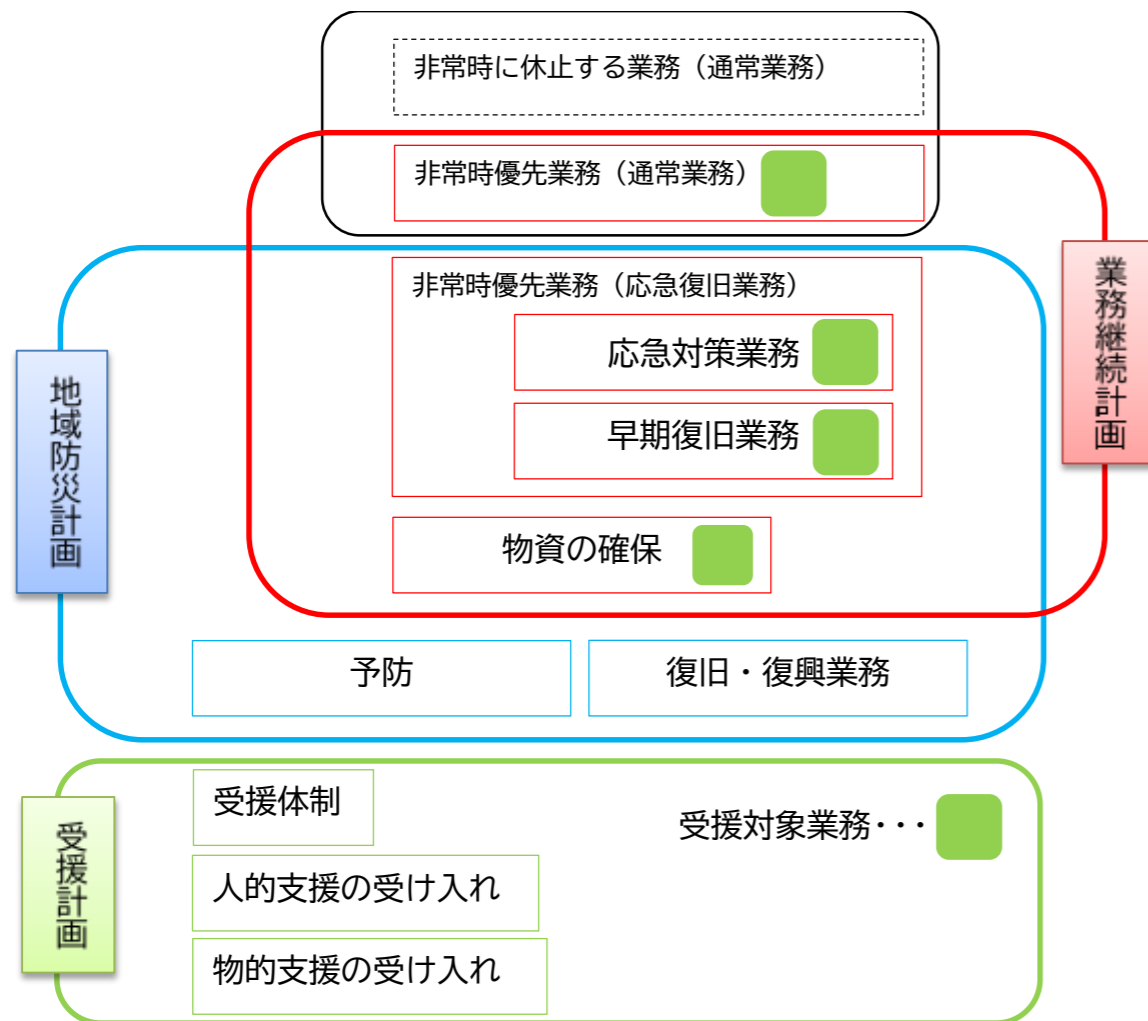
# 瀬戸市受援計画 【概要版】

## 1 計画策定の趣旨、位置づけ

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、外部からの応援を迅速、的確に受け入れて対応することが必要不可欠である。このため、瀬戸市における応援職員等を迅速、的確に受け入れて情報共有や各種調整を行うための体制と受援対象業務を明らかにした「瀬戸市受援計画」（以下「本計画」という。）を策定する。

なお、本計画は瀬戸市地域防災計画の下位計画として位置づけ、瀬戸市業務継続計画を補完するものとして策定する。（下図）

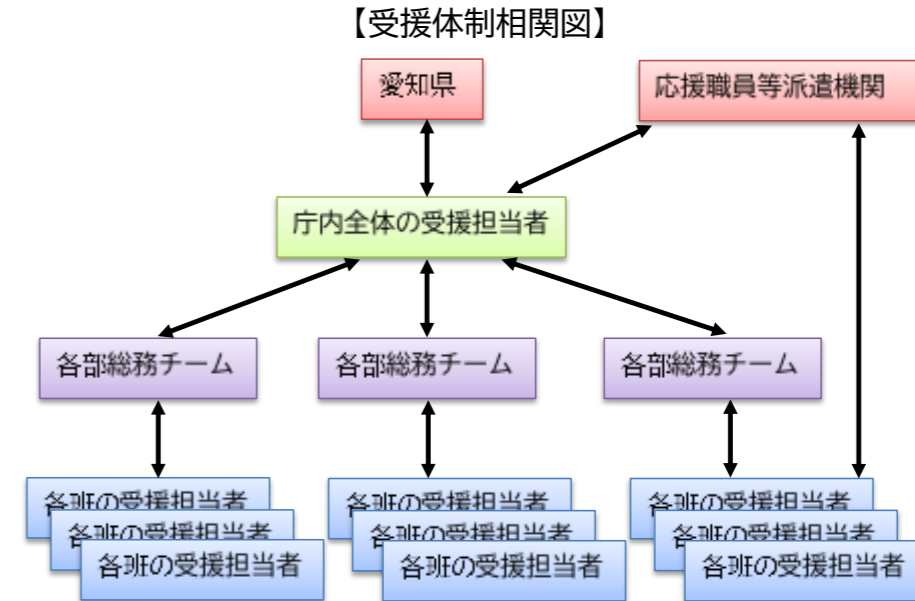
【地域防災計画・業務継続計画（BCP）と受援計画の関係】



- ・瀬戸市地域防災計画：本市の防災に関する基本的かつ総合的な計画
- ・瀬戸市業務継続計画：非常時優先業務の通常業務と応急復旧業務に係る計画
- ・瀬戸市受援計画：外部からの人的及び物的支援の受入れに係る計画

## 2 瀬戸市の受援体制の基本的な考え方

庁内全体の受援担当者及び各班の受援担当者をあらかじめ定めておく。各部で編成している総務チームを含めた受援体制相関図は以下のとおりとする。



## 3 受援対象業務

本計画では、特に人的資源が必要となる以下の8つの受援対象業務を取り扱う。

- (1) 災害マネジメント
- (2) 避難所運営
- (3) 支援物資に係る業務
- (4) 災害廃棄物の処理
- (5-1) 住家の被害認定調査
- (5-2) 罹災証明書の交付
- (6) 被災者支援・相談業務
- (7) 公共土木施設災害応急対策

## 4 その他

本計画では、他に以下のことを定める。

- ・各受援担当者の役割
- ・応援職員等の受入れに関する基本的な流れ
- ・各班の職員及び応援職員の執務スペース
- ・人的支援受入れの活動拠点
- ・物的支援受入れの概要